栃木県における都市計画区域マスタープランについて

1 都市計画区域マスタープランの概要

都市計画区域マスタープランは、都市計画法に基づき、都市計画基礎調査の結果などを踏まえ、都市計画区域ごとの都市の将来像や都市計画の決定の方針について概ね5年ごとに県が定めるものです。

各市町は、この都市計画区域マスタープランに即して地域に密着した見地から、より詳細な方針として市町村マスタープランや立地適正化計画を 策定します。

【都市計画区域マスタープランの目標年次】

直近の国勢調査実施年の**令和 2 (2020) 年を基準年**とし、20年後の2040年 の都市の姿を展望しながら、10年後の**令和12 (2030) 年を目標年次**とする。



那須

2 都市計画区域マスタープランの構想

人口減少・超高齢社会の進行に加え、頻発・激甚化する自然災害、カーボンニュートラルの実現、デジタルの急速な進展と働き方・暮らし方の変化といった近年の社会情勢の変化に対応するため「とちぎの都市ビジョン」で掲げた、『多核ネットワーク型の都市構造「とちぎのスマート+コンパクトシティ 2.0」』の実現に向け、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画区域マスタープランの構想を作成しました。

【都市計画区域マスタープラン(構想)概要版の内容】

- 1) 都市計画区域の現状
- 2) 都市づくりの基本理念
- 3) 将来都市構造
- 4) 区域区分の決定の有無
- 5) 主要な都市計画の決定の方針



栃木県における都市計画区域マスタープランについて

3 今後の予定

都市計画(構想)に関する説明資料のHP掲載・配付

6月2日(月)~7月14日(月)

栃木県HPに資料掲載

県・市町都市計画担当窓口及び県土木事務所にて資料配付



7月15日(火)~7月29日(火)

【縦覧窓口】

・栃木県県土整備部都市政策課及び土木事務所企画調査課

今回

• 市町都市計画担当窓口



公聴会 ※意見陳述の希望があった場合のみ開催

都市計画(構想)の縦覧(2週間) 閲覧·意見申出



8月~9月(予定)



都市計画(案)の作成

都市計画(案)の縦覧(2週間) 閲覧·意見書提出



11月~12月(予定)



令和7年度末 都市計画決定告示